

福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業 (民間施設支援事業) 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、再生可能エネルギー等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を支援し、もって地球温暖化対策の促進を図るため、県内の事業者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 防災拠点となり得る施設

「防災拠点となり得る施設」とは、地域住民を始めとした不特定多数の人が利用するなど災害時において地域の防災拠点となり得る施設であって、別に定める施設をいう。

(2) 再生可能エネルギー等

「再生可能エネルギー等」とは、太陽光、風力等の再生可能エネルギー及び蓄電池等再生可能エネルギーに付帯するものであって、別に定めるものをいう。

(3) 県内の事業者

「県内の事業者」とは、県内に事業所を置き事業活動を行っている事業者(以下「事業者」という。)をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、県内に防災拠点となり得る施設を所有している者とする。

(補助金の交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、防災拠点となり得る施設に、災害時等において防災拠点として必要とされる最低限の機能を維持するために必要な再生可能エネルギー等設備の新たな設置、更新又は増設を行う事業とする。

ただし、以下に掲げるものを除く。

- (1) 中古品の設置、修繕その他これらに類するもの。
- (2) 既に設置工事に着手しているもの。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条に基づき電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給するものの。
- (4) この要綱又は福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（大規模民間

施設支援事業) 補助金交付要綱により既に補助金を受けているもの。

(補助事業対象経費及び補助額)

第5条 補助事業の対象となる経費は、事業者が防災拠点となり得る施設に再生可能エネルギー等を導入する事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に、当該補助事業に要する別表第1に掲げる経費のうち知事が適當と認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。

また、利益等排除に該当する事業者に係る補助対象経費については、利益等排除後の金額をもって、補助対象経費とする。

2 補助額は、補助対象経費から寄附金その他の収入の額を控除した額に別表第2に定める補助率を乗じた額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、民間施設支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。（以下の規定による提出書類についても同じ。）

3 補助事業を行う事業者（以下「補助事業者」という。）は、前項の補助金の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して交付申請しなければならない。

4 補助事業者は、前項の補助金の申請に当たっては、自身又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社、同条第5項に規定する関連会社並びに同条第8項に規定する関係会社から調達を受けることによって補助事業を実施しようとする場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む）は、別に定めるところにより利益等排除を行った上で交付申請しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、別表1に掲げる各経費区分相互間において、いずれか低い額の20%以内の変更である場合をいう。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第

255号)、国交付要綱及び国実施要領の定めに従うべきこと。

(2) 規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(変更の承認申請)

第8条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、民間施設支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払いの方法により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、民間施設支援事業補助金概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 知事は、補助事業者に対し規則第11条の規定による状況報告を、民間施設支援事業実施状況報告書（様式第4号）により必要に応じて求めるものとする。

(完了報告)

第12条 補助事業者は、当該事業が完了したときには、速やかに民間施設支援事業完了報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、民間施設支援事業実績報告書（様式第6号）に別に定める書類を添えて、事業完了の日（事業の廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日）のいずれか早い日までに行なわなければならない。

(補助金の交付請求)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、民間施設支援事業補助金交付請求書（様式第7号）により補助金の交付を請求するものとする。

ただし、全額概算払いにより補助金の交付を受けた場合は、この限りではない。

(財産処分の制限)

- 第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が規則第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りではない。
- 2 補助事業者は、処分制限財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（様式第8号）により記帳整理し、処分制限期間内備えて置かなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従つて、その効率的な運営を図らなければならない。
 - 4 補助事業者は、第1項の規定により処分制限財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
 - 5 知事は、処分制限財産の処分により補助事業者に収入があったと認めるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(会計帳簿の整備等)

- 第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月22日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

別表第1

補助対象経費

経費区分	内 容	
① 機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、片付け、撤去、修繕及び製作に要する経費	
② 本工事費	(直接工事費)	
	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費（これに要する運搬費、保管料も含む）
	労務費	事業を行うために直接必要な労務者に対する賃金等の人工費
	直接経費 (間接工事費)	特許権使用料、水道・光熱・電力料、機械経費
	共通仮設費	器具の運搬・移動、準備後片付け整地、機械の設置・撤去、技術管理、交通の管理・安全施設に要する経費
	現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費（労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他）
③ 付帯工事費	一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な経費（法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費）
	工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で積算	

注1 他から転用が可能と認められる機械設備等の経費は、補助対象経費とはならない。

2 消費税及び地方消費税相当分は補助対象経費とはならない。

別表第2

補助率

補助率	1／2以内(※1) 1／3以内(※2)
-----	------------------------

ただし、一の施設の補助対象経費の上限は、60,000千円とする。

また、一の施設の補助対象経費の下限は3,000千円とする。

※1 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という）である市町村の区域内で実施する事業（得られた電気等を専ら自らの施設において消費する場合に限る。）

※2 特定被災地方公共団体以外の市町村の区域内で実施する事業（得られた電気等を専ら自らの施設において消費する場合に限る。）